

2023年度 原子力事業者防災業務計画修正対応のうち 自治体意見の反映（追加修正）について

弊社は2023年7月18日から玄海、川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画（以下「業務計画」）の修正に係る自治体との協議を行っているところであるが、協議先自治体より川内業務計画に対し、修正意見を受領したことから、同計画へ意見反映を行うとともに玄海業務計画に対しても同意見の反映を行う。

1 業務計画に対する自治体意見

○業務計画「第4章 緊急事態応急対策等の実施」に以下の内容を盛り込むこと
について検討すること

- ・避難退域時検査及び除染に係る要員の派遣、資機材の提供ならびに発生した汚染水・汚染付着物等の処理
- ・避難退域時検査及び除染の結果、車両の一時保管が必要となった場合の保管場所確保への協力

2 自治体意見の業務計画への反映

玄海及び川内業務計画「第4章 緊急事態応急対策等の実施 第2節 応急措置の実施 16 被災者支援活動」の項へ各地域の緊急時対応における対応内容を踏まえ、記載を充実する。

3 その他

今回の追加修正に合わせ、記載の適正化も行う。

4 添付資料

- (1) 川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 変更前後比較表
- (2) 玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 変更前後比較表
- (3) 川内地域の緊急時対応（抜粋）
- (4) 玄海地域の緊急時対応（抜粋）
- (5) 原子力事業者防災業務計画 修正スケジュール（川内・玄海）（案）

以上

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 変更前後比較表

2023年度追加修正案
(1/2)

変更前（協議開始時）	変更後（追加修正時）	備 考
<p>16 被災者支援活動</p> <p>(1) 住民避難の支援</p> <p>本店対策本部長は、地方公共団体からの要請に応じ、<u>車両等の輸送手段の確保及び避難退域時検査に関する支援を行う。</u></p> <p>(2) 相談窓口の設置</p> <p>a 本店対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、住民等からの問合せに対応するための相談窓口（必要に応じて24時間受付体制）を設置する。</p> <p>b 本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに、被災者の損害賠償請求等へ対応するため、上記の相談窓口とは別に相談窓口を設置する。</p>	<p>16 被災者支援活動</p> <p>(1) 住民避難の支援</p> <p>本店対策本部長は、<u>川内地域の緊急時対応に係る</u>地方公共団体からの要請に応じ、<u>次に掲げる事項等を実施する。</u></p> <p><u>a 要支援者の避難に使用する輸送手段の確保</u></p> <p><u>b 避難退域時検査場所における検査及び除染に係る要員の派遣、資機材の提供</u></p> <p><u>c 避難退域時検査場所における検査及び除染において発生した汚染水・汚染付着物等の処理</u></p> <p><u>d 避難退域時検査場所における検査及び除染の結果、車両の一時保管が必要となった場合の保管場所確保への協力</u></p> <p>(2) 相談窓口の設置</p> <p>a 本店対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、住民等からの問合せに対応するための相談窓口（必要に応じて24時間受付体制）を設置する。</p> <p>b 本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに、被災者の損害賠償請求等へ対応するため、上記の相談窓口とは別に相談窓口を設置する。</p>	<p>被災者支援活動に関する記載の充実に伴う修正</p>

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 変更前後比較表

変更前（協議開始時）						変更後（追加修正時）						備考			
別表3-2 その他の原子力防災資機材（2/6）						別表3-2 その他の原子力防災資機材（2/6）									
（ ）は予備機を示す。						（ ）は予備機を示す。									
分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度		分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度					
				存否・外観	機能					存否・外観	機能				
事故収束活動に 必要な主な資機材	ホース展開回収車	2台(1)	第2、第4、第6 緊急用保管エリア	6か月1回	年1回	事故収束活動に 必要な主な資機材	ホース展開回収車	2台(1)	第2、第4、第6 緊急用保管エリア	6か月1回	年1回	記載の適正化 (数量単位の追記) 【適用開始連絡の反映】 緊急時対策棟の運用開始 に伴う修正 (2022年9月15日か ら適用開始)			
	小型放水砲	2台(1)	第4、第6 緊急用保管エリア	6か月1回	年1回		小型放水砲	2台(1)	第4、第6 緊急用保管エリア	6か月1回	年1回				
	化学消防自動車	1台	専属消防隊本部	月1回	6か月1回		化学消防自動車	1台	専属消防隊本部	月1回	6か月1回				
	小型動力ポンプ付水槽車	1台	専属消防隊本部	月1回	6か月1回		小型動力ポンプ付水槽車	1台	専属消防隊本部	月1回	6か月1回				
	<u>空気ボンベ（緊急時対策所用）</u>	<u>1400 (280)</u>	<u>緊急時対策棟屋外地下 エリア（加圧設備）</u>	<u>月1回</u>	<u>3か月1回</u>		<u>空気ボンベ（緊急時対策所用）</u>	<u>1400本 (280)</u>	<u>緊急時対策棟屋外地下 エリア（加圧設備）</u>	<u>月1回</u>	<u>3か月1回</u>				
計測機器等	可搬型モニタリングポスト	5台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回	計測機器等	可搬型モニタリングポスト	5台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回			記載の適正化 (数量単位の追記) 【適用開始連絡の反映】 緊急時対策棟の運用開始 に伴う修正 (2022年9月15日か ら適用開始)	
	可搬型エリアモニタ	8台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回		可搬型エリアモニタ	8台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回				
	可搬型よう素サンプラ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回		可搬型よう素サンプラ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回				
	可搬型ダストサンプラ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回		可搬型ダストサンプラ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回				
	Na I シンチレーションサーベイメータ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回		Na I シンチレーションサーベイメータ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回				
	GM 汚染サーベイメータ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回		GM 汚染サーベイメータ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回				
	ZnS シンチレーションサーベイメータ	1台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回		ZnS シンチレーションサーベイメータ	1台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回				
	β線サーベイメータ	1台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回		β線サーベイメータ	1台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回				
	電離箱サーベイメータ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回		電離箱サーベイメータ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回				
	中央制御室 酸素濃度計	1台(2)	制御建屋	月1回	3か月1回		中央制御室 酸素濃度計	1台(2)	制御建屋	月1回	3か月1回				
	中央制御室 二酸化炭素濃度計	1台(2)	制御建屋	月1回	3か月1回		中央制御室 二酸化炭素濃度計	1台(2)	制御建屋	月1回	3か月1回				
	緊急時対策所 酸素濃度計	2台(2)	緊急時対策棟	月1回	3か月1回		緊急時対策所 酸素濃度計	2台(2)	緊急時対策棟	月1回	3か月1回				
	緊急時対策所 二酸化炭素濃度計	2台(2)	緊急時対策棟	月1回	3か月1回		緊急時対策所 二酸化炭素濃度計	2台(2)	緊急時対策棟	月1回	3か月1回				
	緊急時対策所エリアモニタ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回		緊急時対策所エリアモニタ	2台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回				
	可搬型気象観測装置	1台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回		可搬型気象観測装置	1台(1)	緊急時対策棟	月1回	年1回				
	可搬型格納容器水素濃度計測装置	1個(2)	2号機原子炉補助建屋	<u>月1回</u>	<u>定事検毎</u>		可搬型格納容器水素濃度計測装置	1個(2)	2号機原子炉補助建屋	<u>月1回</u>	<u>定事検毎</u>				
	使用済燃料ピット水位（広域） （使用済燃料ピット監視装置用空気供給 システム含む。）	6個	1、2号機燃料取扱建屋	<u>月1回</u>	<u>定事検毎</u>		使用済燃料ピット水位（広域） （使用済燃料ピット監視装置用空気供給 システム含む。）	6個	1、2号機燃料取扱建屋	<u>月1回</u>	<u>定事検毎</u>				
	使用済燃料ピット周辺線量率	4台(2)	1、2号機原子炉補助建屋 1、2号機燃料取扱建屋 制御建屋	月1回	定事検毎		使用済燃料ピット周辺線量率	4台(2)	1、2号機原子炉補助建屋 1、2号機燃料取扱建屋 制御建屋	月1回	定事検毎				
	アユラス水素濃度推定用可搬型線量率	2台(2)	1、2号機原子炉補助建屋 制御建屋	月1回	年1回		アユラス水素濃度推定用可搬型線量率	2台(2)	1、2号機原子炉補助建屋 制御建屋	月1回	年1回				
	原子炉補機冷却水サージタンク圧力 （SA）	2個(2)	制御建屋 緊急時対策棟	<u>月1回</u>	年1回		原子炉補機冷却水サージタンク圧力 （SA）	2個(2)	制御建屋 緊急時対策棟	<u>月1回</u>	年1回				
	データコレクタ（格納容器再循環ユニット 入口温度／出口温度（SA））	2個(2)	制御建屋 緊急時対策棟	<u>月1回</u>	年1回		データコレクタ（格納容器再循環ユニット 入口温度／出口温度（SA））	2個(2)	制御建屋 緊急時対策棟	<u>月1回</u>	年1回				
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユ ニット入口温度／出口温度（SA）用）	6個(6)	制御建屋 緊急時対策棟	<u>月1回</u>	年1回		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユ ニット入口温度／出口温度（SA）用）	6個(6)	制御建屋 緊急時対策棟	<u>月1回</u>	年1回				

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 変更前後比較表

変更前（協議開始時）	変更後（追加修正時）	備 考
<p>1.6 被災者支援活動</p> <p>(1) 住民避難の支援</p> <p>本店対策本部長は、地方公共団体からの要請に応じ、<u>車両等の輸送手段の確保、備蓄物資の提供及び避難退域時検査に関する支援を行う。</u></p> <p>(2) 相談窓口の設置</p> <p>a 本店対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、住民等からの問合せに対応するための相談窓口（必要に応じて24時間受付体制）を設置する。</p> <p>b 本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに、被災者の損害賠償請求等へ対応するため、上記の相談窓口とは別に相談窓口を設置する。</p>	<p>1.6 被災者支援活動</p> <p>(1) 住民避難の支援</p> <p>本店対策本部長は、<u>玄海地域の緊急時対応に係る</u>地方公共団体からの要請に応じ、<u>次に掲げる事項等を実施する。</u></p> <p><u>a 要支援者の避難に使用する輸送手段の確保</u></p> <p><u>b 避難退域時検査場所における検査及び除染に係る要員の派遣、資機材の提供</u></p> <p><u>c 避難退域時検査場所における検査及び除染において発生した汚染水・汚染付着物等の処理</u></p> <p><u>d 避難退域時検査場所における検査及び除染の結果、車両の一時保管が必要となった場合の保管場所確保への協力</u></p> <p><u>e 備蓄物資の提供</u></p> <p>(2) 相談窓口の設置</p> <p>a 本店対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、住民等からの問合せに対応するための相談窓口（必要に応じて24時間受付体制）を設置する。</p> <p>b 本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに、被災者の損害賠償請求等へ対応するため、上記の相談窓口とは別に相談窓口を設置する。</p>	<p>被災者支援活動に関する記載の充実に伴う修正</p>

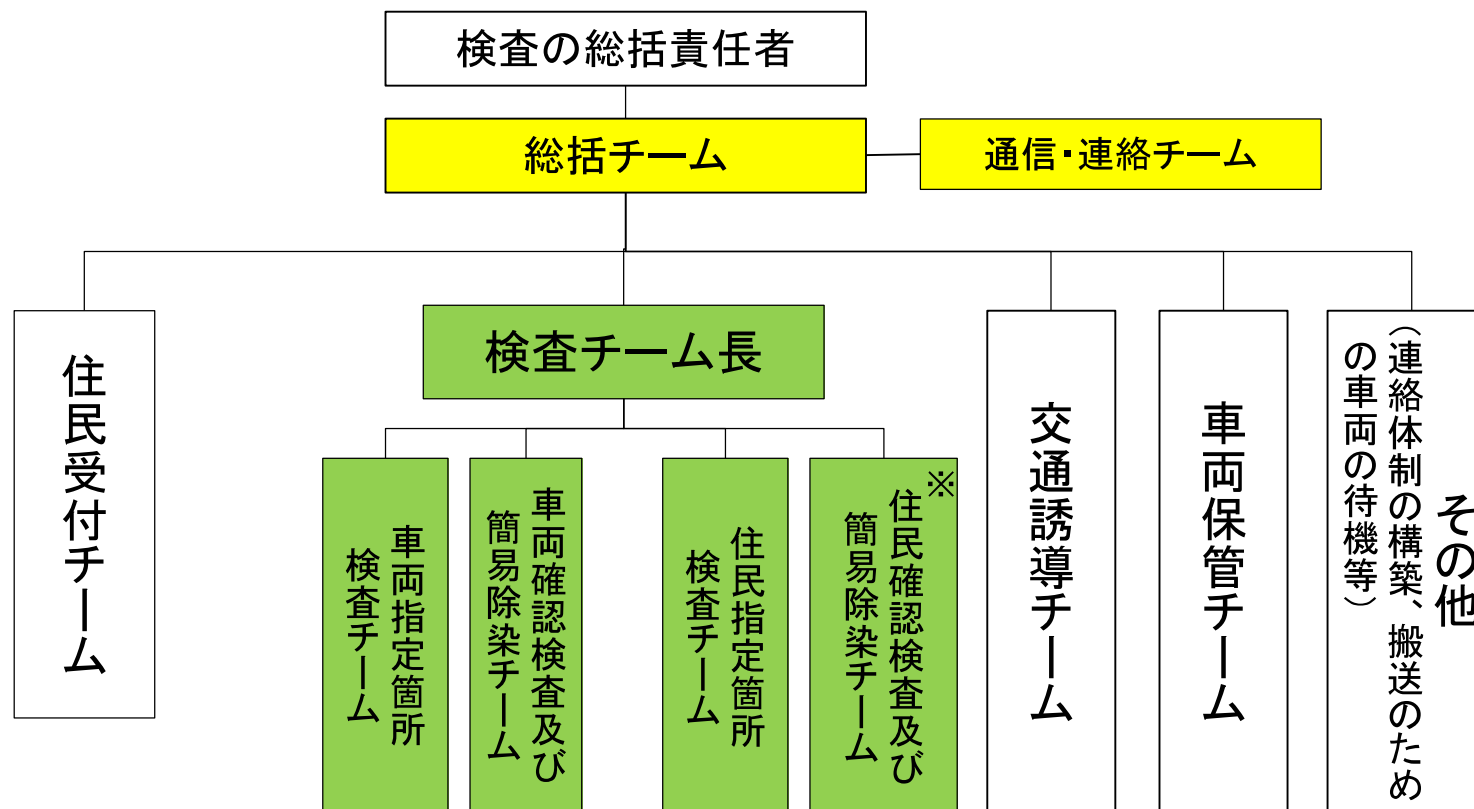
平成26年9月5日
改定 平成30年3月26日
改定 令和3年7月20日

せんだい
**川内地域の緊急時対応
(全体版)**

川内地域原子力防災協議会

- 避難退域時検査場所は、鹿児島県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- **原子力事業者は** 備蓄資機材を活用し、900人程度の**要員を避難退域時検査場所へ動員。**
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

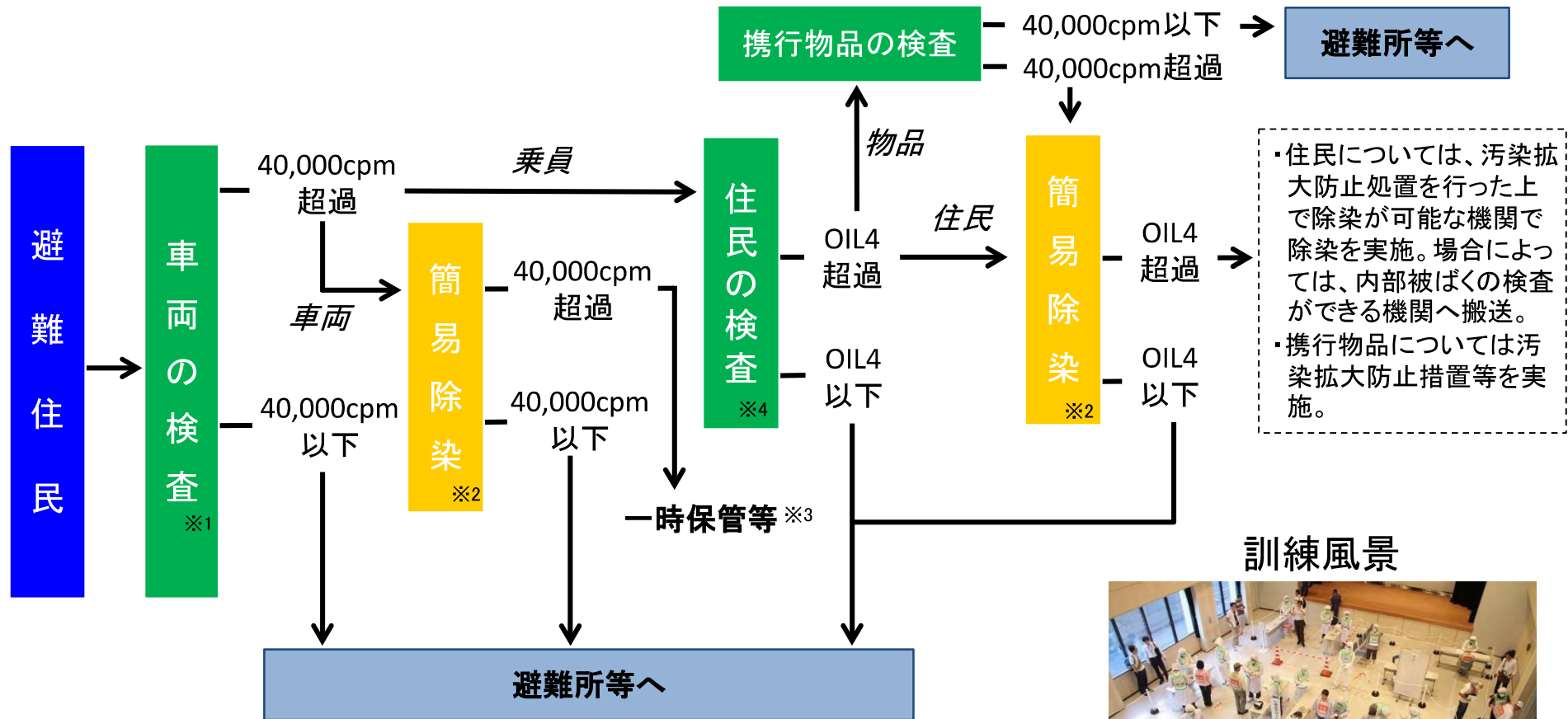
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



- ※1 一時移転等を行う住民の検査は、乗員の代用として、まず車両検査を行う。
- ※2 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※3 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。
- ※4 乗員の代表者の検査を行い、代表者がOIL4超過の場合には乗員全員の検査を行う。



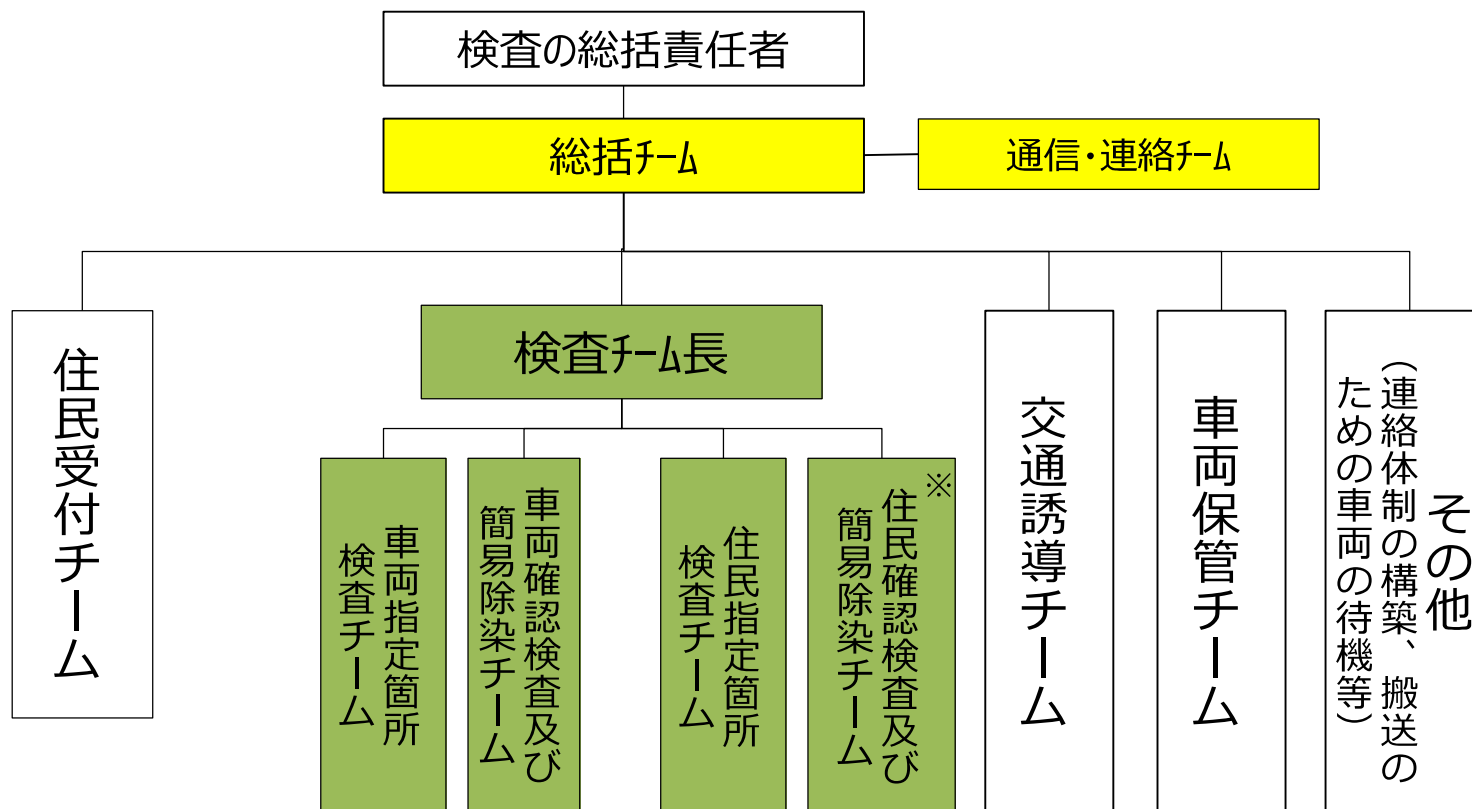
平成28年11月22日
改定 平成31年 1月 9日
改定 令和 3年 7月20日

げんかい
**玄海地域の緊急時対応
(全体版)**

玄海地域原子力防災協議会

- 避難退域時検査場所は、佐賀県、長崎県、福岡県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、検査・除染要員として950人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。一時移転等の状況に応じて、検査・除染以外の要員(500人程度)を調整。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

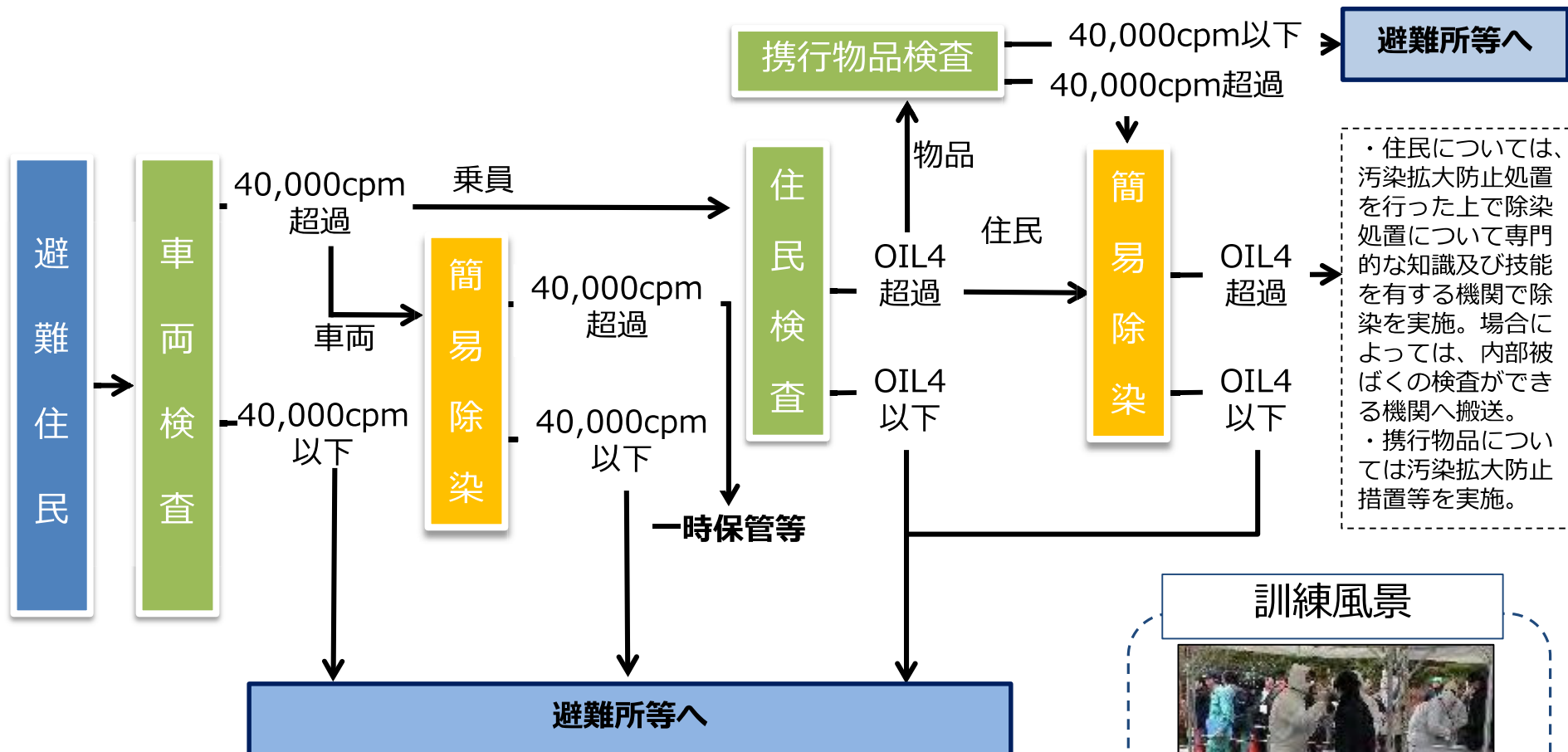
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制 (例)



※携行物品検査を含む

避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

(案)

原子力事業者防災業務計画 修正スケジュール（川内・玄海）

項目	文書 発行元	今回スケジュール
協議開始文書	当社	2023年7月18日（実績）
修正意見書	自治体殿	2023年8月28日（実績）
修正意見回答書	当社	2023年9月20日目途 （当初9月4日目途）
修正意見回答への 意見書（※）	自治体殿	2023年10月6日目途 （当初9月20日目途）
修正、国届出（期限）	当社	2023年10月20日

※ 追加修正意見がない場合、協議終了文書として扱う。